平成 29 年 5 月 26 日

各　　位

会　社　名　株式会社ヤ　　マ　　ウ
代表者名　代表取締役社長　中村　　健一郎
（JASDAQ・コード番号 5284）
問合せ先
役職・氏名　取　締　役 管理本部長　中村　　和義
電　　話　０９２－８７２－３３０１

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１. 定款変更の目的

（１）今後の事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加をするものであります。

（２）周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せて事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものです。

（３）平成29年３月16日付で買受及び優先株主による取得請求権の行使に伴い保有していた第１回優先株式の全部（200万株）の消却を実施いたしました。このため、発行可能株式総数から、消却株式数相当を減ずるとともに、第１回優先株式に関する規定を削除するものです。

（４）経営体制の強化・充実を図るため、役付取締役として取締役相談役を新設するものです。

（５）その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目　的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。	（目　的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

現行定款	変更案
1. コンクリート製品の製造・販売並びに施工 2. 土木建築用資材の販売 3. 一般土木工事の施工並びに管理 4. 建築工事の施工並びに管理 5. 舗装工事の施工並びに管理 6. 樹脂コンクリート製品の製造・販売並びに施工 7. コンクリート製品関連技術研究・開発 8. コンクリート製品関連技術ノーハウの販売および管理 9. 土木工事設計コンサルタント業務 10. 不動産の賃貸借・仲介および管理 11. コンピュータによる情報処理並びにソフトウェアの開発および販売 12. 貨物運送取扱事業 13. 電気通信工事 14. 上記各号に附帯する一切の業務	1. コンクリート製品の製造・販売並びに施工 2. 土木建築用資材の販売 3. 一般土木工事の施工並びに管理 4. 建築工事の施工並びに管理 5. 舗装工事の施工並びに管理 6. 樹脂コンクリート製品の製造・販売並びに施工 7. コンクリート製品関連技術研究・開発 8. コンクリート製品関連技術ノーハウの販売および管理 9. 土木工事設計コンサルタント業務 10. 不動産の賃貸借・仲介および管理 11. コンピュータによる情報処理並びにソフトウェアの開発および販売 12. 貨物運送取扱事業 13. 電気通信工事 14. 各種の地質調査・土質調査・地下水調査並びにこれらに関連する業務 15. 農産物の生産および加工並びに販売 16. 太陽光・風力・地熱等の再生可能エネルギーの研究・開発・利用等による発電並びに電気・熱の供給に関する事業 17. ビルメンテナンス業およびビルの管理業務に関するコンサルタント業務 18. 人材派遣業および人材紹介業 19. 上記各号に附帯する一切の業務
（公告方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告方法） 第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現行定款	変更案
（発行可能株式総数と種類） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、22,024,000 株とし、このうち 20,024,000 株を普通株式、2,000,000 株を優先株式とする。	（発行可能株式総数と種類） 第５条　当会社の発行可能株式総数は、20,024,000 株とする。
（自己の株式の取得） 第６条　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（自己の株式の取得） 第６条　当会社は、法令の定めに従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は、普通株式、優先株式それぞれにつき 1,000 株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は、1,000 株とする。
（優先株式への期末配当） 第１２条　当会社は、第５８条に定める期末配当金を支払うときは、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下、優先株式を有する株主を「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、１事業年度につき優先株式１株あたり発行価額の１００分の１０に相当する額を上限として、優先株式発行に際して取締役会決議で定める額の期末配当金（以下「優先期末配当金」という。）を、剰余金の分配可能額がある限り必ず支払う。 ただし、当該事業年度において、第１６条に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除	（削除）

現行定款	変更案
した額を優先期末配当金として支払う。	
（優先配当に関する非累積条項） 第１３条　優先株式に対する期末配当金が、当該事業年度において第１３条の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。	(削除)
（優先配当に関する非参加条項） 第１４条　優先株式に対しては、１事業年度における利益配当金としては第１３条に規定する優先期末配当金の額を超えては配当しない。	(削除)
（優先株式への中間配当） 第１５条　当会社は、第５９条に定める中間配当金を支払うときは、毎年９月３０日現在の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先期末配当金の２分の１に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）の分配を必ず行なう。 ②　優先株式に対しては、前項の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。	(削除)
（優先株式への残余財産分配） 第１６条　当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につきその発行価額相当額までの金額を分配する。 ②　優先株式に対しては、前項の金額を超えては残余財産の分配を行わない。	(削除)

現行定款	変更案
（優先株式の議決権） 第１７条　優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	（削除）
（優先株式の取得請求（１）） 第１８条　優先株主は、平成２１年４月１日以降、毎年７月１日から７月３１日までの期間（以下「請求可能期間」という。）において、当会社に対して、優先株式１株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当会社は請求期間満了の日から１ヶ月以内に、金銭を交付する。 ②　取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の２分の１を超える場合、取得の順位は、請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。	（削除）
（優先株式の取得請求（２）） 第１９条　優先株主は、優先株式の発行に際して、取締役会の決議で定める期間中、当会社に対して、当該優先株主が有する優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式の交付を請求することができる。	（削除）
（優先株式の合意による取得・消却） 第２０条　当会社は、いつでも法令に定めるところに従って、優先株主との合意により優先株式を有償で取得することができる。 ②　当会社は、前項により取得した優先株式を法令に定めるところに従って消却することができる。	（削除）

現行定款	変更案
（株式併合・株式分割・募集株式・募集新株引受権） 第２１条　当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合または分割は行わない。 ②　当会社は優先株主には募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、優先株主に対して募集株式または募集新株予約権の割当てを行わない。	（削除）
第２２条～第２７条（条文省略）	第１２条～第１７条（現行どおり）
（種類株主総会への準用） 第２８条　第２４条から第２８条までの規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。	（削除）
（種類株主総会） 第２９条　法令に定める種類株主総会の承認事項および次の事項については、種類株主総会の承認を要する。 剰余金の配当、中間配当、自己株式取得（優先株主による取得請求権の行使および優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式買取請求権に応じた買取、会社法第２３４条第４項に基づく１株に満たない端株の買取および同法第１９７条第３項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない。）、資本または準備金の減少に伴う払い戻し（以下あわせて「剰余金の分配等」という。）の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が６億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。	（削除）
第３０条～第３３条（条文省略）	第１８条～第２１条（現行どおり）
（代表取締役および役付取締役） 第３４条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第２２条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
②　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③　当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名選定することができる。	②　代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。 ③　当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長１名を選定し、また必要に応じ取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を各若干名選定することができる。
第３５条～第５８条（条文省略）	第２３条～第４６条（現行どおり）
（普通株式の取得と配当金） 第５９条　普通株式の取得請求権行使により発行された株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が、４月１日から９月３０日の間になされたときは４月１日に、１０月１日から翌年3月３１日までの間になされたときは１０月１日にそれぞれ普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。	（削除）
第６０条（条文省略）	第４７条（現行どおり）

３. 日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 29 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日　　平成 29 年 6 月 29 日

以　　上